

NPO法人Friends

代表より皆様へ

英語、英会話、異文化コミュニケーション、TOEIC、英検等の試験対策等、言語教育に長年関わってまいりました。多くの方に接する機会を通して、コミュニケーションに於ける様々な傾向に遭遇し、教える者は、誰にも分かり易く教える工夫をすべきと強く感じております。

ここ2, 30年間の様々な技術の発達は、私たちの日常を非常に便利なものになりました。テレビはもとより、パソコンや携帯電話でも映画やテレビ番組を楽しんだり、メール、ライン、ゲーム、インスタ、Face book, と様々なサービスが次々と登場してきました。多くのビジネスが人のする仕事を機械によって合理化して来ていることは周知の事ですが、マークシート方式のテスト等対面でのコミュニケーションを必用としない評価システムも日常化してきました。その影響は、結果のみに重きが置かれ、短絡的にならざる負えない精神構造が作られる傾向にあります。遺伝的な脳の要素に加え、テクノロジーの発展は、現代社会やその中で生きている人々の価値観や生活スタイルに影響を与えています。そのことが精神や発達の問題に関りがある事は否めません。今や精神発達の問題や、コミュニケーションの問題は誰にも起りうるのでは無いでしょうか？コミュニケーション不足は精神の脆弱化を招きます。また、多様化に対応できない旧態依然な社会や教育システムの中で、活力を奪われて人間不信に陥り、引きこもり状態や、軽い鬱症を持つ方はマイノリティーなのでしょうか？何らかの問題を抱える人はマジョリティーになりつつあるのでは無いのでしょうか？私達NPO法人Friendsでは、善意のリスナーになる事を（友達になる事）と考え、まずは傾聴を行ってまいります。個性や得意な事を把握して、様々な選択肢をアドバイス、また、実現のお手伝い致します。

完璧な人は誰もいないし、だからこそ面白いのです。一人で悩んでいないでどうぞご連絡下さい。一緒に悩んで考えましょう。あなたの得意な事を生かし自分に自信を持ち、未来に向かって努力できる基礎を作りましょう。是非一度ご連絡下さい。

NPO法人friends

代表理事 鈴木 とも子



NPO法人 Friends 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人 Friends という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都練馬区下石神井四丁目34番18-402号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、発達障がい、引きこもり、精神障がいに関する啓発事業、発達障がいをはじめとする精神障がいを原因に引きこもり等の悩みを持つ家庭に対する相談・支援事業、及び障がいの日常生活・社会生活を支援する施設の運営に関する事業を行うことで、地域で助けあう環境を創出し、福祉の増進及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 発達障がい、引きこもり、精神障がいに関する啓発事業
- (2) 人材育成に関する事業
- (3) 発達障がいをはじめとする精神障がいを原因に引きこもり等の悩みを持つ家族に対する相談及び支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して活動を支援するために入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親

族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の数分の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の数分の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けすることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員解任
- (6) 監事の選任
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされる場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり、翌年11月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	鈴木 とも子
理 事	伊藤 晋
理 事	包原 誠
理 事	小牧 裕美
理 事	藤尾 和人
理 事	寄崎 哲弘
監 事	百瀬 武夫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成31年2月28日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年11月30日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 (個人・団体) 0円

活動会員 (個人・団体) 0円

賛助会員 (個人・団体) 0円

(2) 年会費 正会員 (個人) 5,000円 (団体) 20,000円

活動会員 (個人) 3,000円 (団体) 10,000円

賛助会員 1口 (個人) 3,000円 (団体) 10,000円 (1口以上)

練馬区「地域おこしプロジェクト」 企画提案書

1 団体情報

団体名	NPO 法人 Friends
団体の活動目的	自閉症スペクトラム 発達障害 引きこもり支援 及び啓蒙活動
団体の活動実績	自閉症啓発ダイのイベント参加 学習 就学 就業相談支援活動

2 応募事業の内容

区分	<input type="checkbox"/> 練馬の魅力創造型 <input checked="" type="checkbox"/> 地域の課題解決型 ※いずれかに✓
応募事業名	発達障害進化型学習支援
事業概要	<p>A) 自閉症スペクトラム等発達障害を持つ子供に英語の学習支援を行う (代表が自閉症スペクトラム学会で発表した、学習法を使用し、パソコンとオーディオ機器で学習出来る様にプログラムを作成、発達障害の方に効果がある方法で英語の指導を行う。)</p> <p>B) 体験型プログラムの実施(農業体験、音楽会、展覧会等のイベントと講演会を企画し、仕事に対するモチベーションを上げる為に専門職の人から話を聞き体験する機会を設ける。)</p> <p>C) 国際親善パーティーを行う。(農作物、音楽、芸術等に纏わる企画) (偏見の少ない本質重視の外国人との出会いの機会、学習支援で習った英語を使用しコミュニケーションを取る機会を設ける。)</p>
事業の目的 (150字程度)	<p>練馬区に生活する推定 47041 人(人口 6.5%)の発達障害の方に効果的な英語学習支援プログラムを提供する事で、自意識を高め前向きに努力できる教育環境を実現する。発達障害の児童、学生は言語学習が苦手な事が多く、英語に対しても苦手意識や困難さを感じているケースがほとんどである。また、英語の 4 技能の試験が大学入試で使用される今後のニーズに応えるべく、英語検定を中心に(TOEIC や TOEFL 等も参照しつつ)プログラムを組み立てる事で、大学進学準備の助けとなる。また、同時に将来の目標を見出しにくい子供達に、学習のモチベーションを上げる様々な体験型プログラムを実施する事で、学んでいる事の有効性を可視化する。1 例は、体験農場、種まきから経験し、締めくくりには、自分の作った野菜をおいしく調理して国際親善パーティーを開いて楽しむ。(農作物=おいしく食べられる、英語の学習=国際親善パーティーで使う)と実際に行った学習の有効性を感じてもらい取り組みを行い前向きに生活する支援を行う。</p>

3 事業の目標や取組内容、スケジュール

※月ごと、四半期ごとを目安に事業の進捗予定を具体的にご記入ください。

1 年 目	取組内容	<p>① 自閉症スペクトラム、発達障害のあるお子さん用の英語の学習支援会を週に 1 回開催する為の準備活動及び実験学習会のスタート</p> <p>② ホームページを開設し、本事業の周知を図る。</p> <p>③ スタッフを募集、研修等で人材を育成する。</p>
-------------	------	--

	目標およびスケジュール	<p>【上記①】 令和2年4月 学習会の対象レベル、学年を決定 5月～8月 プログラム作成、学習会スタートに向けて、場所や運営方法を検討し決定する。 8月～9月 作成したプログラムのチェック、修正 10月～令和3年3月 実験学習会をスタートさせる。受講者の問題に合わせてカスタマイズする。 令和3年2月 4月からの本格営業に向けて必要な軌道修正と対象の最終決定をする。</p> <p>【上記②】 令和2年8月 内容決定後、ホームページ、チラシの原案を決める、最初は試験的に少人数で実験的に行うために地域を限定して宣伝を行う。 令和3年2月 次年度4月からの本格的な営業内容についての広告、周知をホームページ上でも行う。チラシも作成関係各所に配布する。</p> <p>【上記③】 8月 アシスタントの採用、面接、 9月 アシスタント、研修スタート（数回行い適性を見る）ローテーションを決定する。</p>
2年目	取組内容	<p>1年目の取り組みに加えて ① 学習支援会を本格的に開始する。 ② 体験農業、音楽会、展覧会、講演会の準備、スタート（進路の動機付けとなるような、機会を検討する。来ているメンバーの特性に合わせて企画し開始する。）</p>
	目標およびスケジュール	<p>1年目の取り組みに加えて 【上記①】 令和3年4月～8月 学習支援会で採用したスタッフを使い本格的に運営を行う。 令和3年9月 受講者に学習支援会についての、アンケート調査を行う。 令和3年10月～12月 アンケートを基に学習内容の改良を図る。 令和4年1月～3月 改良プログラムで実施する。</p> <p>【上記②】 令和3年5月 受講者にアンケート調査を行い体験型プログラムの興味の対象も絞る 令和3年6月～7月 体験型プログラム、体験農業、音楽会、展覧会、講演会の企画を決定し、宣伝内容を決定する。実施に纏わる詳細の打ち合わせを開始する。（令和3年9月～令和4年3月までの予定を立てる。） 令和3年8月 体験型プログラムの内容をホームページ上で宣伝し、多文化共生プログラムの外国人の方にも周知を図る。印刷物作成、チラシを様々なところに配置する。 令和3年9月～令和4年3月 体験型プログラム開始をする。チケットの販売は法人が1枚につき500円の売り上げになるように原価計算をし、独立して採算が取れるプログラムを企画する。 令和4年3月</p>

		体験型学習プログラムや英語学習支援のアンケートを実施する。 【その他】 メンバー会議（月1回）
3 年 目	取組内容	2年目の取り組みに加え ① 学習支援プログラムの内容の改革、効率化を図る ② 体験、講演会の種類の厳選、内容の充実を図り実施計画通り運営を行う。 有料プログラムを一般の人にも提供する事で収入増につなげる。 ③ 体験型プログラム、講演会、国際親善パーティーを一般の人も対象で行う。
	目標およびスケジュール	【上記①】 令和4年4月～令和5年3月 3月に行ったアンケートを基に、学習支援プログラム内容を充実、効率化を図る。宣伝も行い、講習料を受け取る。 【上記②】 令和4年4月 3月に行ったアンケートを基に、体験型プログラム、国際親善パーティーの厳選を行い、体験型プログラムの会場ゲスト等決定、年間予定を立てる。（令和4年4月から令和5年3月までの予定を立てる。） イベントの広告方法を決定する。

4 事業推進の体制

団体の体制	鈴木 とも子（事業統括責任者、学習支援プログラム開発者（英検、TOEIC等）英語検定面接委員、自閉症スペクトラム学会所属（自閉症児の効率的英語プログラム）の研究発表を行う。20年以上企業や大学の研修カリキュラム作成及び講師としてセミナーを行う経験を持つ。HITACHI, KDDI, NTT, 富士通、日本工営、楽天等多くの企業の研修カリキュラム作成及びセミナー実施)) 伊藤 晋（看護師、医療機関との連携、発達障害等の小児精神科についても大学院で学んでいる） 小牧 裕美（自閉症児2人の母親、アスペルガー、重度自閉症障害アドバイザー） 百瀬 武夫（農業自営専門家 著書「家庭の救急箱」） 鈴木 幸宣 小山栄一（IT 専門スタッフ、技術者 米国大学卒業、英語検定面接委員 日英対応スタッフ） 中村 伸子（ファイナンシャルプランナー、リスク管理保険担当） 中村 花音（日本体育大学学生、サポートスタッフ）
すでに協力関係のある団体	株式会社クリマテック
協力予定団体	代表鈴木の仕事の関係の会社2社（株式会社 アイベック（Japan Times の英語学校）・ 資格の学校 TAC（Z会と関連企業）） 上記2社に対しては、今まで講師業をする中、お仕事を一緒にしてきた企業です。資料を送りNPO法人Friendsの活動内容についての説明をしたところである。今後プレゼンテーションを行い、将来的にオンライン学習についての協力体制を結びたいと考えている。 キリスト教会（石神井福音教会）プレゼン資料を送ってあり、協力依頼内容が固まり次第、説明を行う予定。
区に求める協働	① 自閉症スペクトラム 発達障害等で通級に通う児童、学生に対する宣伝活動に対する支援、情報提供 ② 学習会を行う場所の提供、或いは格安でお借りしたい。 ③ 練馬区の農園の紹介、練馬区の多文化共生事業との連携。 ④ 必要に応じて一定の場所（民間）を借りる事が出来る段階に至ったら、空き家等、空き物件で低予算で借りられるものを紹介頂きたい。

5 事業の効果

直接的効果	<p>発達障害や自閉症スペクトラムの方々への、英語の学習支援により、英語に対する苦手意識の軽減する事。また、資格試験合格により大学への進学をサポートする事ができる。また、将来の仕事に対してモチベーションとなるような体験型学習の機会を提供し、これからの進路選びに貢献できる。練馬区に住む在日外国人の皆さんの、教育に対する悩み相談、必要に応じて医療機関への受診等適切なアドバイスも行えること。(当法人は英語のコミュニケーションの専門家が多く関わっているので英語は問題が無いが、必要に応じて、中国語、タガログ語、韓国語等にも、多国籍言語に対応する会社との連携もあるので、有料で対応出来る。)</p>
発展的効果、 地域への波及効果	<p>発達障害の方々の自意識を上げる事で、二次障害である、鬱、引きこもり等にならない対策となる。またそうする事で親の負担を軽減する。外国人の方々との交流の機会を設ける事で、練馬区に住むことの豊かさを外国人の方々にも感じてもらえる。また、多くの一般区民の方にもグローバル練馬として、多くのメリットのあるプログラムを提供していく。</p>

6 事業を進めるうえでの課題・問題点

全員の特性に合わせた体験型プロジェクトを用意する事は困難である。参加者が少ない場合赤字になる場合もあり得る、また、学力の遅れを伴わない高機能の方々は、障害を明らかにしていないケースが多い。従って、クラスのネーミング等工夫する必要がある。また、学習支援に使用する学習室の場所であるが、運営が安定するまでは、区に場所を提供してもらわないと、開始当初に、民間の貸し会議室の代金まで支払う余裕が無い、しかし最初に上手く運営し、プログラムの有効性を出来るだけ多くの方に伝えることが出来れば次第に採算が見込める参加費や寄付、受講者数を確保出来る様になると思われる。

7 その他

学習の可視化を、当プロジェクトのモットーとして進めていきたい。例えば、英語の学習支援＝国際親善の場で使える＝進学 就職にプラスになる、 農業体験＝農作物を味わう＝収入や仕事になりえる 音＝音楽会＝人を感動させる、楽しませる、の様に、何かを学ぶ事と、それによって引き起こされるポジティブな結果を結びつける事で、やる事の意味を理解でき、モチベーションを上げられると考えている。

発達障害者の学習の課題

発達障害者支援法制定以来 10 年位で発達障害を見極める方法や療育等の学習システムは安定して来ているが、自意識を高める教育はいまだ実現されず、彼らにとっては、いまだに居場所を見出しにくい現状がある。

発達障害の学習の特徴

発達障害のお子さんは視覚的な情報理解に優れているが、聴覚での学習理解を苦手とするケース、またその逆のケースもある。聾啞者や視覚障害者と違うのは、機能が欠落している訳ではなく、強い部分や関心の高い事に集中して情報収集をしているので持っている可能性を引き出すことで、優れた素養を伸ばすことが可能である。その為に当法人では本人の学習形態の分析、学習プログラムを構成、個別に学習出来る環境を用意し、場合によってはイヤホンを使用し音声をシャットダウンして集中を妨げない等の工夫が必要である。彼らの言語学習の特徴は受け身の認識を図るマークシートで選択する読解問題等は理解できるが、聞き取り、発話する事が上手くできないコミュニケーションを苦手とするタイプと、また逆に読解問題を理解できない、スペルが覚えられない等、学習障害やテストに弱いタイプ等、症状は様々である。出来る能力を更に伸ばしモチベーションを上げ、苦手なところも得意な能力を利用し理解できるように導きます。

大学入試制度の英語試験の改革（4 技能導入について）

大学入試改革により、4 技能の英語検定試験の導入はバランス良く出来ない彼らにとっては大きな課題となっていると思われます。当法人では、英語検定の面接試験の対策や、筆記試験の対策を実践的英語に結びつけて効率的にトレーニングを行っていきます。

体験型プログラム導入及び多文化共生プログラムとの共同について

発達障害の方々には、皆同じではないという日本的な文化の中で、将来の仕事に対するロールモデルを見出せずに悩んでいる場合も多くあります。様々な才能を持ち中には、絶対音感があり機械や楽器を扱う事に優れている場合も多くあり、きっかけを与える事でモチベーションを引き上げる事が可能です。また神経過敏を持っている場合も、農業や自然に触れ合う事で、癒しの効果がある場合も多くあります。体験型プログラムを通して、様々な体験をする機会を設ける事で、これからの進路選択に貢献する事が出来ます。また日本人の社会では、同じであることが良い事となりますが、外国人の多くは人と違ったユニークであることを評価する傾向があります。こちらで企画する、様々な体験プログラムは練馬区の多文化共生のプログラムに所属される外国人の方々と共同して行って行きたいと考えています。そうする事で、英語学習支援で学んだ事を実践で使う機会にもなり、モチベーションをアップできます。改訂発達障害者支援法は、在日外国人の子息の発達障害にも対応する内容となっておりますが、当法人では英語で相談できるスタッフも多くおり、その意味でも貢献できると思いますし、多文化の中に発達障害人としての文化を構築し、発達障害の方々の居場所作り、理解者を増やす啓蒙活動に貢献出来ると考えております。